

名古屋市交通局管理規程第17号

職務に専念する義務の免除基準に関する規程等の一部を次のように改正する。

令和7年9月30日

名古屋市交通局長 折戸秀郷

(職務に専念する義務の免除基準に関する規程の一部改正)

第1条 職務に専念する義務の免除基準に関する規程(昭和55年名古屋市交通局管理規程第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第7号の2及び第9号の2の2中「正規の勤務時間の始め又は終りに」及び「それぞれ」を削る。

(勤務時間及び休暇に関する規程の実施細目に関する規程の一部改正)

第2条 勤務時間及び休暇に関する規程の実施細目に関する規程(昭和55年名古屋市交通局管理規程第12号)の一部を次のように改正する。

第6条の3第2項中「通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を「通じて」に改める。

(職員の育児休業等に関する条例施行規程の一部改正)

第3条 職員の育児休業等に関する条例施行規程(平成4年名古屋市交通局管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第2条第5号ア(イ)」を「第2条第6号ア(イ)」に改める。

第3条の3中「第6条第2号」を「第6条」に改める。

第4条 職員の育児休業等に関する条例施行規程の一部を次のように改正する。

第3条の3中「であって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるもの」を削る。

第4条第1項中「一部」を「全部又は一部」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「部分休業」を「第1号部分休業(条例第7条に規定する第1号部分休業をいう。以下同じ。)」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同項を同条第3項とし、

同条第5項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同項を同条第4項とする。

第5条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項を次のように改める。

第1号部分休業の承認は、30分を単位（別に定める職員にあっては分単位）として行うものとする。

第5条第2項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（第2号部分休業を承認できる時間の単位）

第5条の2 第2号部分休業（条例第7条の2に規定する第2号部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に1時間未満の端数がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
 - (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数
- 第7条の次に次の1条を加える。

（対象職員に対する措置を講ずる期間）

第8条 条例第9条の2第2項に規定する期間は、対象職員（同項に規定する対象職員をいう。）の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの1年間とする。

（出勤簿処理規程の一部改正）

第5条 出勤簿処理規程（昭和55年名古屋市交通局管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第32号中「子を養育するため」の次に「1日全く勤務しないとき又は」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年10月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、発布の日から施行する。

(週40時間勤務職員の特例)

- 2 1週間の正規の勤務時間が40時間と定められている職員が、第4条による改正後の職員の育児休業等に関する条例施行規程第5条の2第2号の規定により、第2号部分休業について1時間未満の端数の承認を請求する場合（1回の勤務に係る日ごとの勤務時間の全てについて承認を請求する場合を除く。）は、別に定める職務に専念する義務の免除を、別に定めるところにより、併せて申請しなければならない。